

1. 案件名 (国名)

国名：中国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

中国においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけ

2006年3月から2010年までを対象期間とした「国民経済と社会発展の第11次5か年計画綱要」を踏まえた、中国における社会・経済分野における開発上の主要課題のうち、本事業に関連するものは下記のとおり。

1) 「市場経済システムの形成と成長の持続

市場における経済秩序の維持や市場システムを一層整備させるため、経済関係法令の整備とその着実な実施、違法行為の取締りなどを含む必要な施策の実施が課題となっている。また、マクロ経済に対する適切な調整を確保するための手段として財政、金融、投資、税制などの諸分野における制度改革の必要性が指摘されている。さらに、経済のグローバル化の進展やWTOへの加盟実現に対応した対外貿易・投資体制の改革も課題とされている。

2) 「教育振興と人材育成」

市場経済化を推進し、経済のグローバル化に対応していく上で、専門性を備えた人材育成や留学生制度の充実も重要な課題とされている。

(3) 各開発課題に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

「対中国経済協力計画」中、本プロジェクトに関連の深い分野は次のとおり。

1) 改革・開放支援

中国の改革・開放政策への支援を通じて、中国がより開かれた社会へ発展していくよう促していくことが大切であり、特に、市場経済化加速への努力を支援し、中国経済の国際経済との関わりを一層強化するよう促す。また、市場経済化の担い手である民間の活動を活発化させるために、経済活動を律する法制度の確立などガバナンス（良い統治）強化を支援する。世界経済との一体化支援として、具体的には、制度整備や人材育成を含む市場経済化促進のための支援や、経済活動を律する世界基準やルール（WTO協定を含む）への理解を促進するための支援を進める。ガバナンス強化への支援としては、既に JICA 研修事業において、我が国の刑事司法や科学技術に関する行政法の紹介を実施しているが、今後は、特に地方の政府関係者などによる法の支配や行政における透明性・効率性向上のための支援や草の根レベルでの啓発・教育活動支援などを実施する。

2) 相互理解の増進

両国国民間の相互理解の促進は両国間の長期にわたる良好な関係の基礎をなすものである。中国自身が対日観の改善のため、具体的努力をすることが極めて重要であるが、同時に、中国人が実際に日本人や日本文化に触れる機会を増加させることが、両国国民間の相互理解の促進にとり有効な手段となる。我が国はこれまでも、留学生の招へいや、次代のリーダーとなる人たち、さらにはより広く一般の中国人に対して、日本人と直接交流し、また、現在の日本や日本文化を学ぶ機会を提供することに積極的に ODA を用いてきた。今後は ODA を活用して、人と人との交流を民間とも協力しつつ一層進めていくとの観点から、専門家派遣や研修員受入れ、留学生支援、青年交流や文化交流、さらには日本研究の促進や日中共同研究を含む学術交流・大学間交流などを通じて、相互理解の増進に資するような人材育成の強化に従来にも増して努力を行う。留学生支援など人的交流を更に円滑に進めていくことができるよう ODA を通じ、留学生受入れの環境整備を含めた支援を進める。また、日中両国民が直接接触する機会をもたらず観光の促進のため、政策提言、人作りなどの支援も進める。

(4) 他の援助機関の対応

他国援助機関が実施する ODA による留学生事業として以下のものがあげられる。

1) ドイツ

DAAD（ドイツ学術交流会）の実施する留学生受入制度がある。1978 年から開始。大学院博士課程における大学教授等の研究者養成を目的としている。受入人数は 40 人。奨学金支給期間は 4 年。中国教育部傘下の「China Scholarship Council」（教育部副大臣が議長）と共同で候補者の選考が実施される。

2) ニュージーランド

NZAID（New Zealand Agency for International Development）の実施する留学生受入制度がある。本制度は 2006 年に商務部を通じて開始され継続中。毎年 5-8 名の受入枠で、対象学位は修士。留学の対象者は貴州省、雲南省、四川省、甘肅省、青海省、広西チワン族自治区、チベット自治区及び新疆ウイグル自治区といった 8 の西部地域の政府機関からの公務員であり、持続発展可能な農業分野を中心実施されるプログラムである。

3. 事業概要

(1) 事業の目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本邦大学院での学位取得（修士）を通じ、国の社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

該当なし

(3) 事業概要

本事業は、公務員等を対象に最大 45 名の留学生が、我が国大学院において、中国における優先開発課題の分野で学位取得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 5.56 億円（概算協力額（日本側）：5.56 億円、中国側：0 円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2009年7月～2014年12月を予定（計66ヶ月）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、中国において運営委員会を設置する。運営委員会は、中国政府関係者（教育省等）及び日本側関係者（在外公館、JICA在外事務所等）で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮：該当なし

① カテゴリ分類

② 影響と緩和・軽減策

2) 貧困削減促進：該当なし

3) ジェンダー：該当なし

(8) 他援助機関等との連携・役割分担

該当なし

(9) その他特記事項

該当なし

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

特になし

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

① 中国政府の人材育成に対する政策が変更されない。

② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。

③ 留学生が帰国後、日本で学んだ知識を活用できる職場に配属される。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

特になし

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載の通り、公務員等の能力向上は、中国における共通した重要課題であり、また、当事業は中国の開発計画および我が国の対中援助計画とも合致している。
- ・ 公務員等を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立法に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値（2009年）	目標値（2015年）
留学する学生数	0人	45人

留学生の学位取得率	0%	100%
帰国留学生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務率	0%	90%

2) 定性的効果

- ・ 留学生の研究能力・政策立案能力・事業運営管理能力が向上する。
- ・ 留学生が帰国後、所属する機関において、留学によって得た知識を用いて政策の立案や実施に関わる。
- ・ 日本と中国との友好関係の基盤が強化される。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後の評価のタイミング

- ・ 事後評価 6. (2) 1) に記載の目標年

以 上